

原子力災害対策本部 現地対策本部長

江島 潔 様

## 大熊町の復興に関する要望書

令和2年9月28日

福島県大熊町長 吉田 淳

福島県大熊町議会議長 吉岡健太郎

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、9年6か月が経過しました。

当町では、昨年4月10日に避難指示解除準備区域及び居住制限区域について避難指示が解除されました。また、平成29年11月の特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定により、帰還困難区域の一部においても、避難指示解除に向けて国による除染が進められております。

3月5日には帰還困難区域の一部における避難指示区域の先行解除及び立入規制の緩和がされ、3月14日にはJR常磐線全線の運転が再開されました。

当町は、復興に向けて大きな一歩を踏み出した一方、人口の約96%が居住していた帰還困難区域全域の帰還環境整備・避難指示解除に向けた取り組みは、今もって大きな課題となっております。

昨年12月20日に閣議決定された「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針において、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域については、それぞれの地域の実情・土地活用の意向や動向等の現状分析、地方公共団体の要望等を踏まえ、避難指示の解除に向け、今後の政策の方向性について検討を進めるとされております。

原発事故によって深刻な被害を受け、さらには、福島復興のため中間貯蔵施設建設を苦渋の決断で受け入れた当町の復興が決して置き去りにされることのないよう、次の点について、強く要望致します。

## 1. 帰還困難区域全域の除染、家屋等の解体及び避難指示解除による帰還の促進について

当町では、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域は、可住地面積が大きく、住宅件数も多いが、除染、家屋等の解体、避難指示解除の見通しが国から示されていないため、この区域のみならず町全体の帰還意識向上の妨げとなっている。また、空間線量率が依然として高いため、除染なくして町民が安心して帰還することができない。

町土全域の除染の完了が、長期避難をしている町民の思いであることから、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域についても、国が主体となり、時間軸を示しつつ、除染・解体するための方策を講じ、早期に町民の悲願である帰還困難区域全域の避難指示を解除すること。

## 2. 東京電力福島第一原子力発電所の多核種除去設備等処理水の扱いについて

当町は、昨年4月、町内全域に出されていた避難指示が一部地域で解除され、復興に向けて歩みだしたところであるが、東京電力福島第一原子力発電所の安全性に対する不安等から、帰町する町民は少ない状況である。帰還困難区域を抱える当町の今後の復興に鑑みると、町民の帰還や新規移住者の増加を図るためには、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉が、国民の理解のもと、安全かつ確実に進められることが必要である。

このため、東京電力福島第一原子力発電所の敷地内から多核種除去設備等処理水を除去するための処分の方法を早期に決定すること。また、この処分については、国民に対して、理解が得られるよう広く情報を発信するとともに、丁寧な説明をすること。あわせて、この処分によって新たな風評被害が発生しないよう、風評被害対策の拡充及び強化策を示すこと。

### 3. 避難指示解除に対する支援について

当町は、令和4年春に予定されている特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けて、インフラの復旧に鋭意取り組んでいるところである。

特定復興再生拠点区域に帰還する町民や当町を訪れる人が安心して町内で過ごすことができるよう、空間線量率の継続的なモニタリングによるフォローアップ除染、放射線に関する丁寧な情報発信、個人被ばく線量把握をはじめとする放射線防護策、警察等とも連携した防犯対策強化等について、国が前面に立って主導的に取り組み、住民の安全安心を確保すること。

(本件事務取扱)

大熊町役場企画調整課 課長 永井 誠

電話:0240-23-7584

住所:福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717